

第 1 2 次江別市交通安全計画（素案）で追加・修正した主な項目

区 分		追加 修正	内 容	頁
第 1 部 総 論	第 1 章 交通安全計画について 4 これからの 5 年間（計画期間） において特に注視すべき事項	追加	（1）人手不足への対応 （2）増加する外国人運転者等への対応 （3）先進技術導入への対応 昨今の社会情勢を踏まえ、北海道交通安全計画に盛り込まれた項目を追加。	P3 ・ P4
	第 4 章 重点課題 3 スピードダウンとシート ベルトの全席着用	修正 追加	第 11 次計画の重点課題だった「スピードダウン」と「シートベルトの全席着用」の項目を統合し、危険運転致死傷罪の適用要件の見直しを追記した。	P11
	4 自転車及び小型モビリティの 法令遵守の徹底と安全対策の 推進	修正	近年普及している小型モビリティについて、基本的な交通ルールの周知徹底や交通安全教育を推進する。	
	5 外国人の交通安全対策の推進	追加	市内に居住する外国人が年々増加しており、今後も増加が見込まれることから、日本の交通ルールやマナーについての理解を促進し、外国人が当事者となる事故の防止に取り組む。	
第 2 部 講 じ よ う と す る 施 策 （分野別）	第 1 章 道路交通環境の整備 1 人優先の安全・安心な歩行 空間の整備	追加	道路交通法改正により令和 8 年 9 月から生活道路の法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられることになったことに伴い、広報啓発を行う。	P13
	第 2 章 交通安全思想の普及徹底 1 段階的かつ体系的な交通安全 思想の普及徹底	追加	（6）高齢者に対する交通安全教育の推進 高齢運転者に関する事故統計と高齢運転者を対象とした講習会の実施を追記。	P20
	3 交通安全に関する普及啓発 活動の推進	追加	（2）横断歩行者の安全確保 信号機のない横断歩道での歩行者被害の交通事故を防ぐため、歩行者とドライバーが互いに意思疎通を図る「ハンドサインでストップ運動」を追記。	P22
			（6）「ながらスマホ」対策の強化 道路交通法改正により罰則が強化された「ながらスマホ」の危険性等について広報啓発を推進。	P23
			（9）自転車の安全利用の推進 道路交通法改正による交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）導入等を踏まえ、自転車の安全利用に関する周知啓発を行う。	P24
			（12）新しい小型モビリティの安全対策 新しい小型モビリティの安全対策として、関係事業者と連携して利用者に対して基本的な交通ルールを周知するとともに、広報えべつ、市ホームページでも周知。	P25

※その他、現況にあわせ、数値の修正や文言の整理等を行った。